

寄附行為変更の条項及び事由

この法人は、従来、大学、高等学校、中学校、小学校及び幼稚園を運営してきたが、今回、帝塚山大学文学部文化創造学科を廃止することとなったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

1. 第4条第1号に定める、文化創造学科を削除する。

(事由) 帝塚山大学文学部文化創造学科は収容定員の充足見込みがないことから、平成28年7月1日以降学生募集を停止し、在校生が卒業するのを待って廃止することとしていたが、令和3年3月31日をもって在籍する学生がいなくなることが確定したので、これに伴い同学科を廃止するため。

2. 附則中の「項」を「号」に変更する。

(事由) 文言の適正化。

3. 附則として次の附則を加える。

附 則

この寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。(第4条第1号の文化創造学科を廃止したため。)

(事由) 施行日を明確にするため。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人が、前条に規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 帝塚山大学 大 学 院 人文科学研究科 心理科学研究科 経 済 学 部 経済学科 経 営 学 部 経営学科 文 学 部 日本文化学科 <u>(削除)</u> 心 理 学 部 心理学科 現代生活学部 食物栄養学科 居住空間デザイン学科 こども学科 法 学 部 法学科 経済経営学部 経済経営学科 教 育 学 部 こども教育学科</p> <p>(2) 帝塚山高等学校 全日制課程普通科</p> <p>(3) 帝塚山中学校</p> <p>(4) 帝塚山小学校</p> <p>(5) 帝塚山幼稚園</p> <p>附 則 この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。(第4条第1号の経済学研究科を廃止したため。)</p> <p><u>附 則</u> この寄附行為は、令和3年4月1日から施行する。(第4条第1号の文化創造学科を廃止したため。)</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人が、前条に規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 帝塚山大学 大 学 院 人文科学研究科 心理科学研究科 経 済 学 部 経済学科 経 営 学 部 経営学科 文 学 部 日本文化学科 <u>文化創造学科</u> 心 理 学 部 心理学科 現代生活学部 食物栄養学科 居住空間デザイン学科 こども学科 法 学 部 法学科 経済経営学部 経済経営学科 教 育 学 部 こども教育学科</p> <p>(2) 帝塚山高等学校 全日制課程普通科</p> <p>(3) 帝塚山中学校</p> <p>(4) 帝塚山小学校</p> <p>(5) 帝塚山幼稚園</p> <p>附 則 この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。(第4条第1項の経済学研究科を廃止したため。)</p>